

体外受精、顕微授精、胚・卵子凍結保存に関する同意書

- 排卵誘発の注射や採卵時の麻酔薬等によりアレルギーを生じる場合があること
- 採卵時、まれに腹腔内大量出血、臓器損傷を引き起こす可能性があり、安静にしても改善しない場合は、開腹手術や輸血などを行う必要があること
- 排卵誘発剤に伴う副作用として、卵巣過剰刺激症候群（OHSS）を生じる可能性があり、重症の場合は、腹水や胸水の貯留、血栓などの合併症を引き起こす可能性があること
- 採卵や移植処置により、感染症など合併症を引き起こす可能性があること
- 採卵を行っても卵子が採れないことや、体外受精、顕微授精を行っても受精卵（胚）が得られない可能性があること
- 多胎防止のため、移植個数は原則1個とするが一卵性多胎の可能性があること。また、複数個の胚を移植した場合、約15%で多胎妊娠の可能性があること
- 体外受精・顕微授精により生まれた児の奇形発生の可能性は、自然妊娠とほぼ同等とされているが、臨床応用されてからまだ歴史が浅い治療法であるため、長期の影響（次世代、次々世代等）については不明であること。ただし、重度の男性不妊の場合、児の奇形リスクが増えるとの報告もあること
- 日本産科婦人科学会の規定に基づき、体外受精・顕微授精後の妊娠・出産、児の予後等の経過を学会へ報告するため情報提供にご協力いただく必要があること
また、治療によって得られたデータは当院において匿名化（数値化）し、個人が特定できない形で学会報告やホームページ等で開示する場合があること
- 凍結融解の過程において、胚・卵子がダメージを受け質が低下する可能性があること
- 不慮の事故等（地震・火災・異常気象など）、あるいは凍結・融解操作の途中で不可抗力により、凍結胚・卵子の損壊・喪失の可能性があること
- 医師の突然死・体調不良などで閉院・長期休診を余儀なくされた場合、当院での移植ができなくなる可能性があること
- 凍結保存期間は凍結日から1年間とすること
凍結保存の延長を希望する場合、凍結保存期間内に延長の手続きが必要であるとともに、凍結保存料が発生すること
- 凍結保存延長の限度は最大5年間とし、これを超える場合、自動的に凍結保存は中止となること
- 下の項目に該当する場合、凍結保存は中止となること
 - 夫婦間の婚姻関係が解消した場合、夫婦のどちらかが死亡した場合
 - 生殖年齢を超えた場合（おおよそ50歳）
 - 凍結保存延長の手続きが無い場合、あるいは連絡がとれなくなった場合（住所や電話番号の変更があった場合、必ず連絡して下さい）

私たち夫婦は生殖補助医療（体外受精、顕微授精、胚移植）の治療を受けることを依頼し、また上記の事項について同意します。

レディースクリニック あいいく
榎園 祐治 殿
樋渡 小百合 殿

同意日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

〒

住 所 _____

ふりがな
署名（夫） _____ 印 携帯番号 _____

〒

住 所 _____

ふりがな
署名（妻） _____ 印 携帯番号 _____

※署名は、夫婦それぞれご本人が自筆で記入して下さい